

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった個人情報をも、次の部分について開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

「平成19年度技能検定 1級機械保全（設備診断作業）実技試験（要素試験）解答用紙」のうち、1枚目の印刷された部分、異議申立人本人が記入した受検番号及び氏名並びに採点者が記入した減点合計欄の結果のうち失格と記された部分

第 2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成20年3月19日、個人情報保護条例（平成21年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、本件開示請求を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、「平成19年度技能検定 1級機械保全（設備診断作業）実技試験（要素試験）解答用紙」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のように理由を付して、平成20年4月2日付けで異議申立人に通知した。

条例第18条第1項第6号該当

全国を通じて統一的に公表する必要性が認められる情報であり、開示することにより、技能検定の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのある情報のため。

3 異議申立人は、平成20年4月24日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、個人情報開示決定を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は違法又は不当な処分である。
- (2) 開示請求で得た書類により納得できる事実確認及び技能検定の公正若しくは円滑な執行の確認を行いたいと共に公でない失格行為の是正を要望したい。
- (3) 他の国家試験の合格基準（最低得点）においては、公にしているものがある。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 技能検定について

技能検定は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「促進法」という。）に基づき行われているもので、厚生労働大臣が定めた実施計画に従い、都道府県知事が技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務を行うこととなっており、技能検定試験は全国一律の基準で一斉に行われているものである。技能検定試験の問題及び試験実施要領については、促進法に基づき中央職業能力開発協会（以下「中央職能協会」という。）が作成し、厚生労働大臣の認定を受けているものであり、本件行政文書は「平成19年度技能検定機械保全（設備診断作業）実技試験実施要領」（以下「本件試験実施要領」という。）において「検定秘」とされており、また、「技能検定試験事務手引」（厚生労働省職業能力開発局長通知）において秘密を保持すべき事項とされているものである。

#### 2 条例第18条第1項第6号該当性について

本件行政文書の開示請求の取扱いについて厚生労働省に照会したところ、技能検

定試験の採点基準については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第5号及び第6号イの規定により非開示とすべきであり、解答用紙については、その採点基準を容易に類推する記載があるので非開示とすべきであるとの回答であった。その具体的な理由は、採点基準を開示することにより、実技試験の採点箇所や採点方法等が明らかとなり、技能検定が技能全体ではなく採点部分だけできていれば良いとする検定となり、職業としての技能を評価する技能検定の趣旨を没却することとなってしまうこと、また、採点内容や採点方法に関して批判的な言辞に及ぶ者も予想され、促進法第67条第1項に基づき採点基準を作成する中央技能検定委員に心理的影響を与え、採点基準の内容にまで影響を与えるおそれがある、というものであった。

技能検定試験が同一の問題と採点基準で全国一律に行われている以上、本件行政文書に記載された個人情報の開示の判断については、厚生労働省の考え方に従わざるを得ないと考えており、仮に、本県が厚生労働省の考え方に従わず開示した場合には、技能検定試験が全国一律の基準で実施されないこととなり、技能検定制度そのものに影響を及ぼすおそれがあるものである。

以上のことから、本件行政文書は、全国を通じて統一的に公表する必要性が認められる情報であり、公開することにより、技能検定の公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められる情報であり、条例第18条第1項第6号に該当するものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件対象個人情報について

本件行政文書は促進法に基づき厚生労働大臣が定めた実施計画に従い、同法第46

条第4項の規定により実施機関が宮城県職業能力開発協会に行わせた技能検定試験の解答用紙であり、あらかじめ印刷された様式の上に異議申立人が受検番号及び氏名を記入し、採点者が採点結果を記入した表紙と、異議申立人が解答を記入し、採点者が採点した用紙2枚の計3枚で構成されており、本件異議申立てに係る対象個人情報、本件行政文書に記載された個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

### 3 条例第18条第1項第6号該当性について

条例第18条第1項第6号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」については、当該個人情報を開示しない旨規定し、同号イにおいて「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」を、同号ハにおいて「指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」を非開示情報として例示している。

実施機関は、本件対象個人情報について、同号に該当し、全部非開示が妥当であると主張していることから、以下、その妥当性について検討する。

都道府県職業能力開発協会が行う技能検定試験においては、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第63条の2第1項の規定により、中央職能協会が作成し厚生労働大臣の認定を受けた試験問題及び試験実施要領を用いることとされており、法令の趣旨からすると、技能検定試験の採点に当たっても、全国一律に作成された採点基準を用いる必要があると考えられる。

その上で、技能検定試験の採点の実施においては、技術水準の確保及び維持のために、職業に必要な技術及びこれに関する知識が適正に評価される必要があり、本件試験実施要領で「検定秘」とされている採点基準が類推される本件行政文書を仮に実施機関が公開することになれば、全国同一基準で行われるべきとされている技能検定試験制度の統一性を乱すおそれがあり、ひいては、技能検定試験の目的が達成できなくなり、又は技能検定試験の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそ

れがあると認められる。また、本件行政文書を開示することで、実技試験の具体的な採点方法等が明らかとなることによって、結果として、技能検定試験が技能全体ではなく採点部分だけでできていれば良いとするものとなり、職業としての技能全般を評価する技能検定試験の趣旨が損なわれるおそれがあることは否定できない。

以上から、本件行政文書について、採点基準が類推される部分を開示すると、技能検定試験の目的が達成できなくなり、又は技能検定試験の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

本件対象個人情報について、審査会においてインカメラ審理を行ったところ、本件行政文書の2枚目及び3枚目については、異議申立人が記入した解答及び採点者が記入した正否の別、減点等の採点情報が記載されており、これらを開示した場合、採点基準が類推され、技能検定試験の目的が達成できなくなり、又は技能検定試験の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、これらの部分については、実施機関が、対象個人情報について、条例第18条第1項第6号に該当するとして非開示としたことは、妥当である。

次に、本件行政文書の1枚目については、減点合計欄に採点者が記載した採点結果のうち、失格と記載した部分を除く部分は、採点基準が類推される情報と認められ、この部分を開示した場合、採点基準が類推され、技能検定試験の目的が達成できなくなり、又は技能検定試験の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。よって、非開示とすることが妥当である。

しかし、本件行政文書の1枚目のうち、定型的に印刷された部分、異議申立人が自ら記入した受検番号及び氏名の部分並びに採点者が減点合計欄に記載した採点結果のうち異議申立人がすでに了知している失格と記載された部分については、これらを開示したとしても、採点基準が類推されるおそれはなく、条例第18条第1項第6号に該当するとは認められないため開示することが妥当である。

#### 4 結論

「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の経過

審査会における処理経過は、別表のとおりである。

## 別表

## 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
20 . 5 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第54号)
20 . 6 . 25 (第121回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 7 . 23 (第122回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
20 . 9 . 29 (第123回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 11 . 10 (第124回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 12 . 10 (第125回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 1 . 14 (第126回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 2 . 17 (第127回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 3 . 23 (第128回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 4 . 24 (第129回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 5 . 27 (第130回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 6 . 24 (第131回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成21年7月22日現在)

氏名	区分	備考
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	学識経験者	
お の じゅんいちろう 小 野 純 一 郎	法律家	
た ま やま なお み 玉 山 直 美	法律家	
にし いずみ あき お 西 泉 彰 雄	学識経験者	
ほそ かわ みちこ 細 川 美 千 子	個人情報の保護に造詣の深い者	

(五十音順)